（特定ガス導管事業に係る託送供給約款の届出等に係る準備行為）

第三十六条　改正法附則第十五条第一項の規定により新ガス事業法第七十二条第一項の規定による届出がされているとみなされる者（第三項及び第四項において「ガス導管事業者等」という。）は、第五号施行日前においても、新ガス事業法第七十六条第一項本文及び第百八十九条第四項の規定の例により、託送供給約款を届け出ることができる。

2　前項の規定は、第五号施行日前において同項の規定による届出をした託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。

3　経済産業大臣は、第五号施行日前においても、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る託送供給約款について、新ガス事業法第七十六条第四項、第百七十七条第一項第五号及び第二項並びに第百八十九条第四項の規定の例により、当該ガス導管事業者等に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

4　ガス導管事業者等は、第一項（第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしたときは、新ガス事業法第七十六条第五項の規定の例により、その託送供給約款を公表しなければならない。

5　第一項（第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る託送供給約款は、第五号施行日にその効力を生ずるものとする。

6　第一項の規定による届出に係る託送供給約款は、新ガス事業法第七十六条第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款とみなし、第二項の規定による届出に係る託送供給約款は、同条第二項において準用する同条第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款とみなす。

（一般ガス導管事業に係る託送供給約款の変更の届出に係る準備行為）

第三十七条　改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた一般ガス事業者（同項に規定する一般ガス事業者をいう。以下この条において同じ。）は、第五号施行日前においても、新ガス事業法第四十八条第二項、第百七十七条第一項第七号及び第二項並びに第百八十九条第四項の規定の例により、当該認可を受けた託送供給約款の変更に係る経済産業大臣の認可を受けることができる。

2　改正法附則第十八条第二項の規定は、前項の認可に準用する。

3　改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた一般ガス事業者は、第五号施行日前においても、新ガス事業法第四十八条第五項の規定の例により、当該認可を受けた託送供給約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4　一般ガス事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、新ガス事業法第四十八条第六項及び第百八十九条第四項の規定の例により、変更後の託送供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5　経済産業大臣は、第五号施行日前においても、前項の規定による届出に係る託送供給約款について、新ガス事業法第四十八条第七項、第百七十七条第一項第五号及び第二項並びに第百八十九条第四項の規定の例により、当該一般ガス事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

6　改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた一般ガス事業者は、第五号施行日前においても、新ガス事業法第四十八条第八項の規定の例により、当該認可を受けた託送供給約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

7　一般ガス事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、新ガス事業法第四十八条第九項及び第十項並びに第百八十九条第四項の規定の例により、その旨及び変更後の託送供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

8　経済産業大臣は、第五号施行日前においても、前項の規定による届出に係る託送供給約款について、新ガス事業法第四十八条第十二項、第百七十七条第一項第五号及び第二項並びに第百八十九条第四項の規定の例により、当該一般ガス事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

9　一般ガス事業者は、第一項の規定により託送供給約款の認可を受け、又は第四項若しくは第七項の規定により託送供給約款の変更の届出をしたときは、新ガス事業法第四十八条第十三項の規定の例により、その託送供給約款を公表しなければならない。

10　第一項の認可を受けた託送供給約款及び第四項の規定による届出に係る託送供給約款は、第五号施行日にその効力を生ずるものとし、第七項の規定による届出に係る託送供給約款は、第五号施行日（当該届出が受理された日から三十日を経過した後の日が第五号施行日より後の日であるときには、当該経過した後の日）にその効力を生ずるものとする。

11　第一項の認可を受けた託送供給約款は、新ガス事業法第四十八条第二項において準用する同条第一項本文の認可を受けた託送供給約款とみなし、第四項の規定による届出に係る託送供給約款は、同条第六項の規定による届出に係る託送供給約款とみなし、第七項の規定による届出に係る託送供給約款は、同条第九項の規定による届出に係る託送供給約款とみなす。

（権限の委任）

第三十八条　経済産業大臣は、改正法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第五条の規定による改正前のガス事業法第四十五条の二の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

3　第一項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。）を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

4　前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第三十三条から第三十七条までの規定は、公布の日から施行する。

（道路法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行前に一般ガス事業者（改正法第五条の規定による改正前のガス事業法（以下この項において「旧ガス事業法」という。）第二条第二項に規定する一般ガス事業者をいう。）又は簡易ガス事業者（旧ガス事業法第二条第四項に規定する簡易ガス事業者をいう。）がした道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請であって、この政令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る占用の期間に関する基準については、第六条の規定による改正後の道路法施行令（以下この条において「新道路法施行令」という。）第九条第一号ホの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　新道路法施行令第九条第一号ホの規定の適用については、改正法附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（附則第五条第一項及び附則第六条第一項において単に「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）が改正法附則第二十二条第一項の義務を負う間、同号ホ中「ガス小売事業を除く。）」とあるのは、「ガス小売事業を除く。）又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業」とする。